

子宮頸がん検診の中で有症状者に実施している子宮体がん検診の見直しについて

1 趣旨

現在本市の行う子宮がん検診のうち子宮体がん検診については、子宮頸がん検診時に医師が必要と認めた場合、本人の同意のもと実施しています。

国の指針においては、不正出血などの症状がある場合は、まずは十分な安全管理の下で多様な検査を実施できる医療機関の受診を推奨しています。この場合、医師の判断により行う診察や検査は保険の適用となります。

こうしたことから、有症状者について、速やかに多様な検査と受診につなげるため、子宮体がん検診を保険診療で行う対応に変更します。

2 変更内容

(1) 現行

子宮頸がん検診受診時に有症状の場合、子宮体部の細胞診を本市の委託事業として実施しています。

自己負担額：1,260円（本市の子宮頸がん検診の中で検診として実施した場合）

(2) 変更後

子宮頸がん検診受診時に有症状の場合、子宮体部の細胞診を含む様々な検査を、保険診療で対応します。

自己負担額：1,560円（子宮頸がん検診と同時に子宮体部の細胞診を実施した場合）

3 変更の理由

すでに有症状である方は、専門の医療機関で速やかに超音波検査等、多様な検査を行い、必要な治療につなげることが重要です。

有症状者については保険診療が適用されますので、早期診断・早期治療にしっかりつなげていくため、対応を変更するものです。

4 変更の時期

令和5年4月から変更します。

5 今後のスケジュール

令和4年4月～：対象者に対しては、「がん検診ガイド」や個別勧奨通知等により、変更に関する御案内をしていきます。併せて、有症状の場合には、速やかな医療機関への受診についても啓発していきます。

検診実施の医療機関に対しても取り扱いの変更について、丁寧に説明を行っていきます。

令和5年4月～：子宮体がんの検診については、保険診療による受診に変更します。